公共事業労務費調査（令和元年 10 月調査）の実施について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

1 はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格は，「予算決算及び会計令」第 80 条第 2 項において，取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき，農林水産省及び国土交通省（以下，「二省」という）をはじめとした公共事業の発注機関で構成される「公共事業労務費調査連絡協議会」では，公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価（以下，「労務単価」という）を決定するため，公共事業労務費調査（以下，「労務費調査」という）を実施し，所管する公共事業等に従事した建設労働者に対する賃金の支払実態を，昭和 45 年より毎年調査しています。今年度につきましても，労務費調査を実施します。本稿では，労務単価及び労務費調査ならびに今年度の労務費調査で新たに追加した調査項目について紹介します。

2 公共工事設計労務単価とは

一般に労務関係費といわれる費用には，賃金の他に様々な経費が含まれています。労務単価は，所定労働時間内 8 時間当たりの基本給相当額，基準内手当，所定労働日数 1 日当たりの臨時の給与（賞与等），実物給与により構成されます。一方，時間外，休日又は深夜の割増賃金，通常の作業条件及び作業内容を超えた特殊な労働に対する手当等は，発注者により積算時に別途計上しており，労務単価には含まれません。このほか，労働者の雇用に伴い必要となる会社負担の諸経費（法定福利費の事業主負担分，安全訓練に係る費用，労働者の募集・解散に要する費用，作業用具・被服に要する費用，労働者の宿泊・送迎費等）も含みません（図－**1**，**2**）。

なお，労務単価は，公共工事の予定価格の積算に用いるための単価であることから，下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではありません。

3 労務費調査の概要

労務費調査は，公共工事の予定価格の積算に必要な労務単価設定のための基礎資料を得るための調査です。二省が所管する直轄事業，補助事業のほか，都道府県，政令指定都市及び二省が所管する独立行政法人等の事業を対象に実施しています。10 月に施工中の，請負金額 1,000 万円以上の工事をリストアップし，それらの工事を選定母集団として調査対象工事を無作為抽出（約 11,000 工事）し，当該工事に従事する技能労働者（約 13 万人）の賃金を 51 の調査対象職種に区分し調

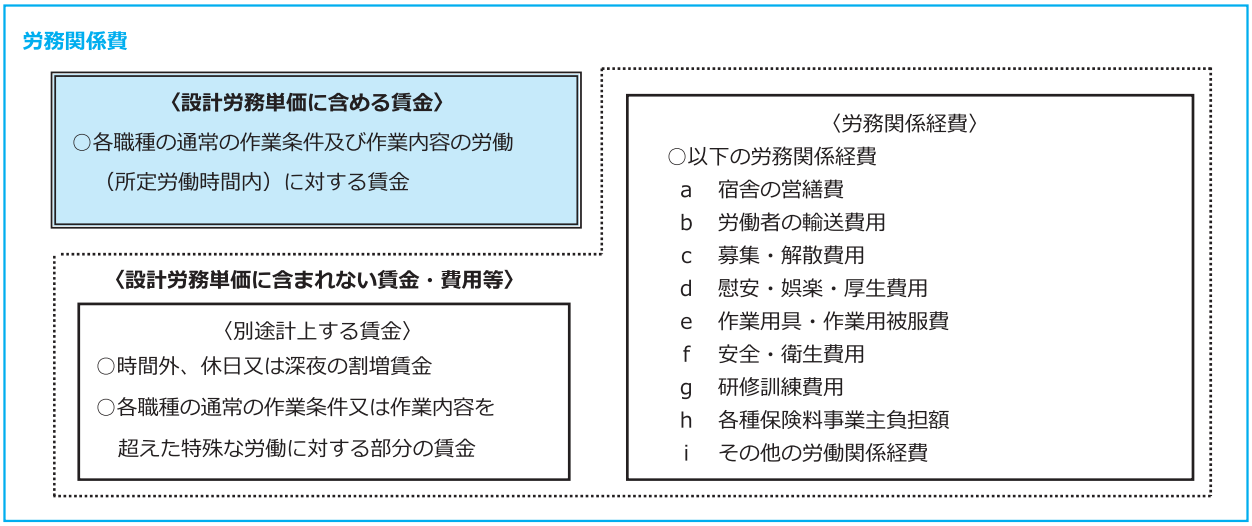

図－1　公共工事の積算における労務関係費

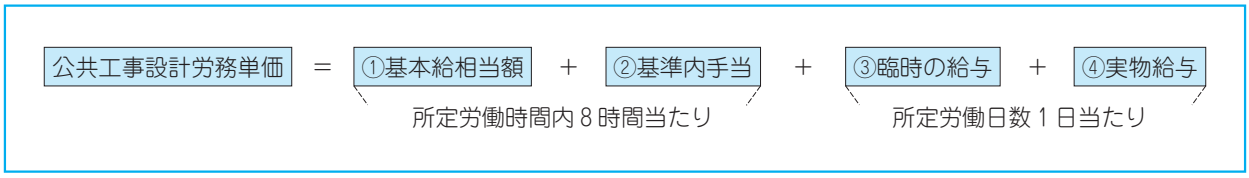

図－2　公共工事設計労務単価の構成

査します。企業の規模や下請次数の制限はなく，51 の調査対象職種に該当する全ての技能労働者が対象となります（表－1）。

調査対象となった企業（元請企業，下請企業等）においては，調査対象工事に従事した全ての技能労働者について，労務費調査の調査票に賃金等の必要事項を賃金台帳等から転記，記入します。その後，全国各地において会場調査を実施します（図－3）。調査対象となった企業は，調査票及び賃金台帳等の資料を調査会場に持ち込み，調査員が面接形式により，調査票の記載内容（賃金，職種分類，労働時間等）について，調査票とともに持ち込まれた各種書類（健康保険及び厚生年金保険の支払証明，資格免許，賃金台帳等）と照合及び確認を行い，賃金の実態を把握します。

4　令和元年 10 月調査における追加調査項目及びポイント

(1)　新たに追加した調査項目

①　有給休暇の取得状況に関する調査

労働基準法が改正され，2019 年 4 月から，全ての企業において，年 10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者（管理監督を含む）に対して，年次有給休暇取得日数のうち年 5 日については，取得させることが義務付けられました。

このことを踏まえ，年 10 日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者の年間の有給休暇の取得状況を把握します。年間の有給休暇の取得状況及び取得状況が確認できる資料を審査時に持参していただくよう，調査対象者へ周知しています。併せて，年間労働日数を確認しますので，年間労働日数が確認できる資料を審査時に持参していただくよう調査対象者へ周知しています。

②　週休 2 日の導入等の休日拡大に関する調査

平成 29 年度の公共事業労務費調査より，週休 2 日の導入等の休日拡大に伴う賃金支払いの実態を適切に設計労務単価に反映できるよう，調査を行っていますが，より正確に実態を把握するために，発注者指定方式や受注者希望方式等，発注方式の違いについても区別します。

表－1　労務単価職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員Ａ
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員Ｂ

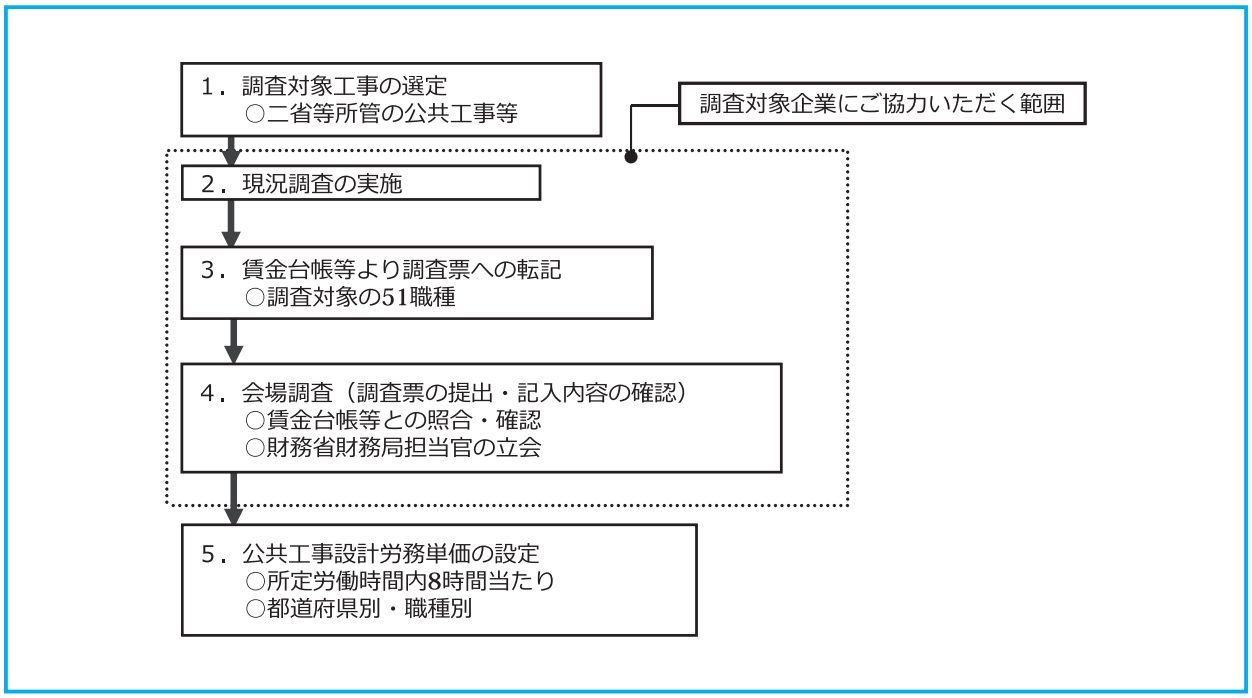

図－3　公共事業労務費調査の流れ

③　外国人材の賃金実態に関する調査

深刻化する人手不足に対応するため，平成 30 年 12 月 14 日，新たな在留資格「特定技能」が創設されています。平成 27 年度より，時限的な措置として受け入れている外国人建設就労者に加えて，今後，日本人と同等の技能を持った外国人材の活躍が想定されます。

これらの外国人材の賃金については「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。」とされていることから，労務費調査の対象となります。日本人同様に調査票の作成と，適切な賃金実態の把握のために，外国人材を把握する記入欄を追加し，外国人材の在留資格が確認できる資料を審査時に持参していただくよう，調査対象者へ周知しています。

④　法定福利費の明示状況に関する調査

本年 5 月 15 日に開催された「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」における重点課題として「見積り・契約各段階での法定福利費等の内

訳明示の徹底・促進」が示されました。

労務費調査においては，社会保険の加入状況について，従前から調査を行っていますが，今年度より，契約の段階において「請負者が，適切な労務費に基づく法定福利費が内訳明示された見積りを行い，注文者･請負者双方が合意して契約する」という原則が徹底されているかを把握するため，契約前の見積書と，契約時点の請負代金内訳書における法定福利費の明示状況を把握することとし，見積書及び請負代金内訳書のコピー又はそれと同等のものを審査時に持参していただくよう，調査対象者へ周知しています。

⑵　労務費調査のポイント

①　一人親方として働く方々の重点把握

労務費調査は，原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。中でも，いわゆる一人親方として働く方々についても，従来から調査を行ってきているところですが，近年の増加傾向を踏まえ，その賃金水準を重点的に把握します。一人親方として働く方々も，必ず調査票を作成していただくこととしており，また，一人親方として働く方々も，会場調査に出席いただくこととしています。

②　退職金の調査

従来から退職金についても調査を行ってきたところですが，賃金台帳に記載されない場合もあり，見落としがちであることから，退職金の支払いがあった場合は，記入漏れのないよう調査対象者へ周知しています。

③　有効回答の向上

昨年度の調査では，約３割の標本が棄却されており，就業規則に定める所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない，賃金台帳に賃金の受領を証明する押印がない，調査票への記入事項の根拠となる資料がないことが主な棄却となる理由です。棄却されないためにも就業規則や賃金台帳等を整備いただくよう調査対象者へ周知しています。

5　おわりに

労務費調査の実施に当たっては，調査対象となる企業をはじめ，多くの関係機関の多大なご協力をいただいているところであり，ご協力いただく皆様方には厚く御礼申し上げます。今後とも，労務費調査に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。